

一、最新中国法令

● 关于跨境人民币直接投资有关问题的公告

【发布单位】商务部
【发布文号】商务部公告 2013 年第 87 号
【发布日期】2013-12-03
【实施日期】2014-01-01
【内容提要】根据该公告，外商投资企业不得使用跨境人民币直接投资的资金在中国境内直接或间接投资于有价证券和金融衍生品（战略投资上市公司除外），以及用于委托贷款。

【备注】“跨境人民币直接投资”，是指境外投资者（含港澳台投资者）以合法获得的境外人民币来华开展新设企业、增资、参股或并购境内企业等外商直接投资活动。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201312/20131200426357.shtml>

● 关于调整人民币外汇衍生产品业务管理的通知

【发布单位】国家外汇管理局
【发布文号】汇发〔2013〕46 号
【发布日期】2013-12-16
【实施日期】2014-01-01
【出台背景】为进一步完善国内人民币外汇衍生产品市场功能，便利企业、银行等市场主体管理汇率风险，促进外汇市场发展，发挥市场在外汇资源配置中的决定性作用，国家外汇管理局发布了该通知。

【内容提要】该通知主要涉及以下内容：
(一) 简化外汇掉期和货币掉期业务准入管理，以简政放权支持银行更好服务实体经济；
(二) 增加货币掉期业务本金交换形式，便利企业管理外币债务风险；
(三) 支持银行完善期权业务定价和风险管理，促进银行准确识别、计量和管理汇率风险。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.safe.gov.cn/wps/portal!/ut/p/c5/04_SB8K8xLLM9MSSzPy8xBz9CP...

一、最新中国法令

● クロスボーダー人民元直接投資関連問題に関する公告

【発布機関】商務部
【発布番号】商務部公告 2013 年第 87 号
【発布日】2013-12-03
【実施日】2014-01-01
【概要】本公告によると、外商投資企業は、クロスボーダー人民元直接投資の資金を中国国内で有価証券および金融派生商品（上場企業への戦略投資は除く）への直接または間接投資、および委託貸付に使用してはならない。

【備考】「クロスボーダー人民元直接投資」とは、国外投資者（香港、マカオ、台湾の投資者を含む）が適法に獲得した国外人民元を用いて中国で実施する企業の開設、増資、資本参加または国内企業の買収などの外商直接投資活動を指す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201312/20131200426357.shtml>

● 人民元外貨派生商品業務管理の調整に関する通知

【発布機関】国家外貨管理局
【発布番号】匯發〔2013〕46 号
【発布日】2013-12-16
【実施日】2014-01-01
【発布背景】国内人民元外貨派生商品の市場機能を一層整備し、企業、銀行などの市場主体の為替リスク管理の利便を図り、外貨市場の発展を促進し、市場の外貨資源配置における決定的な役割を発揮させるため、国家外貨管理局は本通知を発布した。

【概要】本通知の主な内容は、以下の通りである。
(一) 外貨スワップと通貨スワップ業務の参入管理を簡素化し、行政のスリム化と権限委譲を通じて銀行がよりよく实体经济に奉仕できるよう支援する。
(二) 通貨スワップ業務の元本交換形式を追加し、企業による外貨債務リスク管理の利便を図る。
(三) 銀行によるオプション業務の価格設定とリスク管理の整備を支持し、銀行が為替リスクの正確な判断、計量および管理を行うよう促す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.safe.gov.cn/wps/portal!/ut/p/c5/04_SB8K8xLLM9MSSzPy8xBz9CP...

● 关于非居民企业股权转让适用特殊性税务处理有关问题的公告

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 72 号
【发布日期】2013-12-12
【实施日期】2013-12-12
【内容提要】根据该公告，非居民企业股权转让选择特殊性税务处理的，应于股权转让合同或协议生效且完成工商变更登记手续 30 日内进行备案。未进行特殊性税务处理备案或备案后经调查核实不符合条件的，适用一般性税务处理规定，应按照规定缴纳企业所得税。

【备注】本公告所称的“股权转让”，是指非居民企业发生《财政部 国家税务总局关于企业重组业务企业所得税处理若干问题的通知》（财税〔2009〕59 号）第七条规定的如下情形：

- 非居民企业向其 100%直接控股的另一非居民企业转让其拥有的居民企业股权，没有因此造成以后该项股权转让所得预提税负担变化，且转让方非居民企业向主管税务机关书面承诺在 3 年（含 3 年）内不转让其拥有受让方非居民企业的股权；包括因境外企业分立、合并导致中国居民企业股权被转让的情形。
- 非居民企业向与其具有 100%直接控股关系的居民企业转让其拥有的另一居民企业股权。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c616976/content.html>

● 关于营业税改征增值税试点增值税一般纳税人资格认定有关事项的公告

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】国家税务总局公告 2013 年第 75 号
【发布日期】2013-12-16
【实施日期】2014-01-01
【内容提要】根据该公告：
▪ 营业税改征增值税试点实施前（以下简称“试点实施前”）应税服务年销售额超过 500 万元的试点纳税人，应当向主管税务机关申请增值税一般纳税人资格认定。
▪ 试点实施前应税服务年销售额未

● 非居民企业所持分讓渡に適用する特別税務処理の関連問題に関する公告

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国家税務総局公告 2013 年第 72 号
【発布日】2013-12-12
【実施日】2013-12-12
【概要】本公告によると、非居民企業の持分讓渡において特別税務処理を選択する場合、持分讓渡契約または協議書が発効し工商變更登記手続きが完了した後の 30 日以内に届出手続きを行わなければならない。特別税務処理の届出を行っていない場合、または届出後の調査で条件を満たしていないことが確認された場合は、一般税務処理の規定を適用し、関連規定に従って企業所得税を納付しなければならない。

【備考】本公告でいう「持分讓渡」とは、非居民企業に「企業再編業務に伴う企業所得税処理の若干問題に関する財政部、国家税务总局の通知」（财税〔2009〕59 号）第七条で定める以下の状況が生じることを指す。

- 非居民企業は、自らが 100%直接支配する別の非居民企業に対し自己保有の居民企業の持分を讓渡するが、これにより以後の当該持分讓渡による所得の源泉税の負担に変化が生じることはなく、且つ讓渡側の非居民企業が主関税務機関に対し 3 年以内（3 年を含む）に自らが保有する讓受側の非居民企業の持分を讓渡しない旨の書面承諾を行っている場合。それには国外企業の分割、合併により中国居民企業の持分が讓渡される状況が含まれる。
- 非居民企業が、自らと 100%の直接支配関係にある居民企業に対し、自らが保有する別の居民企業の持分を讓渡する場合。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c616976/content.html>

● 營業稅から増値稅への一本化試行における増値稅一般納稅者資格認定の関連事項に関する公告

【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国家税務総局公告 2013 年第 75 号
【発布日】2013-12-16
【実施日】2014-01-01
【概要】本公告によると、以下の通りである。
▪ 營業稅から増値稅への一本化試行実施前（以下「試行実施前」という）の課稅サービス年間売上高が 500 万元を超える試行納稅者は、主管税務機関に対し増値稅一般納稅者資格認定を申請しなければならない。
▪ 試行実施前の課稅サービス年間売上

超过 500 万元的试点纳税人，如符合相关规定条件的，也可以向主管税务机关申请增值税一般纳税人资格认定。

- 试点实施前已取得增值税一般纳税人资格并兼有应税服务的试点纳税人，不需要重新申请认定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c617287/content.html>

● 关于修改部分行政法规的决定

【发布单位】国务院

【发布文号】国务院令 第 645 号

【发布日期】2013-12-07

【实施日期】2013-12-07

【出台背景】为了依法推进行政审批制度改革和政府职能转变，发挥好地方政府贴近基层的优势，促进和保障政府管理由事前审批更多地转为事中事后监管，进一步激发市场、社会的创造活力，根据《[国务院关于取消和下放 50 项行政审批项目等事项的决定](#)》和《[国务院关于取消和下放一批行政审批项目等事项的决定](#)》，国务院对有关行政法规进行了清理和修改，并予以公布。

【内容提要】本次修改主要是按照简政放权、放管并重的要求，删除了有关生产经营活动许可、资质资格认定核准的相关规定，明确了下放管理层级的实施主体，同时，优化了行政审批流程，增加了事中事后的监管措施。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2013-12/19/content_2548665.htm

● 关于 2014 年关税实施方案的通知

【发布单位】国务院关税税则委员会

【发布文号】税委会〔2013〕36 号

【发布日期】2013-12-11

【实施日期】2014-01-01

【内容提要】该通知对部分进口关税、出口关税、税则税目进行了调整，相关调整如下：

- 进口关税：最惠国税率方面，对小麦等 8 类 47 个税目的商品继续实施关税配额管理，税目税率维持不变。对配额外进口的一定数量棉花实施滑准税，并适当调

高为 500 万元を超えない試行納税者は、関連規定の条件に合致する場合、主管税務機関に対し増値税一般納税者資格認定を申請することもできる。

- 試行実施前に増値税一般納税者資格を取得済みで且つ課税サービスを有する試行納税者は、新規に認定申請を行う必要はない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c617287/content.html>

● 一部行政法規の改正に関する決定

【発布機関】国务院

【発布番号】国务院令 第 645 号

【発布日】2013-12-07

【実施日】2013-12-07

【発布背景】法に従って行政審査許可制度改革と政府職能転換を推進し、地方政府がストリートレベルと緊密関係を持つという優位性を発揮し、政府管理における事前審査許可からより多く中間過程・事後の監督管理への変更を促進し保障し、市場、社会の創造活力を一層刺激するため、「[50 の行政審査許可項目の取消および委譲などの事項に関する国务院の決定](#)」および「[一部行政審査許可項目の取消および委譲などの事項に関する国务院の決定](#)」に基づき、国务院は関連行政法規の整理および改正を行い、公布した。

【概要】この度の改正は主に、行政のスリム化と権限委譲、管理を委譲を共に重んずるとの要求に照らして、生産経営活動にかかわる許可、資質資格認定認可に関する規定を削除し、管理を委譲するレベルの実施主体を明確にし、同時に行政審査許可手順の最適化を行い、中間過程・事後の監督管理措置を追加した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2013-12/19/content_2548665.htm

● 2014 年の関税实施方案に関する通知

【発布機関】国务院関税税則委員会

【発布番号】税委会〔2013〕36 号

【発布日】2013-12-11

【実施日】2014-01-01

【概要】本通知は、一部の輸入関税、輸出関税、税則税目に対する調整を行った。関連調整は以下の通りである。

- 輸入関税：最惠国税率については、小麦など 8 分類 47 税目の商品に対し、引き続き関税割当管理を実施し、税目と税率は現状のままとする。割当外で輸入した一定数量の綿花についてはス

整相关公式参数。暂定税率方面，对燃料油等 767 项进口商品实施暂定税率。普通税率方面，税率维持不变。

- 出口关税：出口税率方面，出口税则的税率维持不变。暂定税率方面，对生铁等部分出口商品实施暂定税率。
- 税则税目：对部分税则税目进行调整，调整后的 2014 年版税则税目共计 8277 个。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2013-12/16/content_2548712.htm

ライド関税を実施し、関連計算式のパラメータを適度に調整する。暂定税率については、燃料油などの 767 品目の輸入商品に対し暂定税率を実施する。普通税率については、現状のままとする。

- 輸出関税：輸出税率については、輸出税則の税率は現状のままとする。暂定税率については、銑鉄などの一部輸出商品に対し暂定税率を実施する。
- 税則税目：一部の税則税目に対し調整を行い、調整後の 2014 年版税則税目は計 8277 品目となる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2013-12/16/content_2548712.htm

● 关于加工贸易集中办理内销征税手续的公告

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告 2013 年第 70 号

【发布日期】2013-12-16

【实施日期】2014-01-01

【出台背景】为支持加工贸易转型升级，引导企业更好地面向国际国内两个市场，延长加工贸易国内产业链，海关在前期试点的基础上，决定对全国 B 类及以上加工贸易企业全面推广实施内销集中办理纳税手续措施（先行内销加工贸易保税货物，再集中向主管海关办理内销纳税手续）。

【内容提要】根据该公告，AA、A 类企业办理内销集中纳税无需提供担保，B 类企业需提供有效担保，可采用海关保证金或有效期内银行保函两种形式。企业有下列情形之一的，海关不予办理：

- (一) 涉嫌走私、违规已被海关立案调查、侦查，案件未审结的；
- (二) 有逾期未办理相关海关手续的；
- (三) 因为管理混乱被海关要求整改，在整改期内的；
- (四) 企业被降为 C、D 类的。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info681258.htm>

● 关于加强进口固体废物加工利用行业污染防治工作通知（上海）

【发布单位】上海市环境保护局

● 加工貿易の国内販売について税金徴収手続きの集中実施に関する公告

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告 2013 年第 70 号

【発布日】2013-12-16

【実施日】2014-01-01

【発布背景】加工貿易のモデルチェンジ・グレードアップを支持し、企業がよりよく国際国内の二つの市場へ向けるよう導き、加工貿易の国内産業チェーンを延長するため、税関は前期の試行をベースに、全国の B 類およびそれ以上の加工貿易企業に対し、国内販売納税手続きの集中実施を全面的に推進することを決定した（加工貿易保税貨物の国内販売を行ってから、主管税関にて国内販売納税手続きを集中実施する）。

【概要】本公告によると、AA、A 類企業は国内販売に関する集中納税を行う際に担保を必要としないが、B 類企業は有効な担保を提供しなければならず、税関保証金または有効期間内の銀行保証状の二つの方法を採用することができる。企業が下記状況のいずれかに該当する場合、税関は手続きを行わない。

- (一) 密輸、規則違反の嫌疑で税関から立件調査、捜査を受けているが、事件が未だ結審していない場合。
- (二) 期限を過ぎても関連税関手続きを完了していない場合。
- (三) 管理上の乱れにより税関からは是正を求められており、是正期間にある場合。
- (四) 企業が C、D 類に降格となった場合。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info681258.htm>

● 輸入固体废物加工利用産業の污染防治作業の強化に関する通知（上海）

【発布機関】上海市環境保護局

【发布文号】沪环保防〔2013〕481号

【发布日期】2013-12-02

【内容提要】该通知规定了从事进口固体废物加工利用的新、改扩建项目，选址必须在上海市确定的104产业区块内，且应当远离敏感区域；同时，通知对从事废塑料加工、再生有色金属加工、废五金类加工项目的规模要求也作了相应的规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai37629.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [《工商行政管理部门处理消费者投诉办法（征求意见稿）》公开征求意见](#)

日前，国家工商行政管理总局根据新修订的《消费者权益保护法》，起草了《工商行政管理部门处理消费者投诉办法（征求意见稿）》，现向社会公开征求意见（截止日期：2014年01月16日）。

该征求意见稿共四章三十六条，主要内容如下：

- 规定了工商部门受理和处理消费者投诉的程序，将一般程序与简易程序做了统一；
- 明确了相关行政部门受理投诉的条件以及不予受理或者终止调解的情况；
- 具体规定了予以处理消费者投诉的时限，明确了告知义务；
- 对消费者的投诉和举报两种不同性质的诉求程序作了划分，明确规定对于消费者的投诉，按照该征求意见稿处理；工商部门在处理消费者投诉中，发现经营者有违法行为的，或者消费者举报经营者违法行为的，依照《[工商行政管理机关行政处罚程序规定](#)》另案处理。

（摘自国务院网站；2013年12月17日发布）

【発布番号】滬環保防〔2013〕481号

【発布日】2013-12-02

【概要】本通知は、輸入固体廃棄物加工利用に従事する新築、改築・増築プロジェクトについて、上海市が定める104の産業区域内での住所選定を義務付け、且つ敏感区域から遠ざけることを規定した。同時に、本通知は廃棄プラスチックの加工、再生非鉄金属の加工、五金スクラップ類加工プロジェクトに従事する規模の要求についても相応の規定を設けた。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai37629.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

- [「工商行政管理部门の消費者クレーム処理弁法（意見募集案）」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、国家工商行政管理総局は新たに改正した「[消費者權益保護法](#)」に基づき、「[工商行政管理部门消費者クレーム処理弁法（意見募集案）](#)」を起草し、現在、社会に向けパブリックコメントを募集している（締め切りは2014年1月16日である）。

本意見募集案は計四章三十六条から成り、主な内容は以下の通りである。

- 工商部門による消費者クレームの受理と処理の手順を規定し、通常手順と簡易手順を統一した。
- 関係行政部門によるクレーム受理の条件および不受理または調停終了に関する状況を明確にした。
- 消費者クレームを処理する期限を具体的に定め、告知義務を明確にした。
- 消費者からのクレームおよび通報の二つの異なる性質の申立て手順を区分し、消費者からのクレームについては、本募集意見案に基づいて処理することを明確に定めた。工商部門が消費者からのクレームを処理する過程で、事業者の違法行為を発見し、または消費者が事業者の違法行為を通報した場合は、「[工商行政管理機關行政処罰手順規定](#)」に照らして別事件として処理する。

（2013年12月17日付の国务院ウェブサイトより抜粋）

● 自贸区内外新设外商投资企业流程和政府手续的主要差异

近期，不少客户向律师咨询到中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸区”）内新设企业，可以享受哪些优惠政策，同时，与在自贸区外设立企业相比，有哪些主要的差异。以下，就自贸区内外新设外商投资企业的流程和政府手续方面的差异，律师简要介绍如下。

1. 自贸区外新设外商投资企业的通常流程

下述流程，律师以需要进行外商投资项目审批的外商投资企业（例如，生产型企业）设立为例（诸如贸易企业等非生产型企业的设立，如果不涉及项目审批，那么，设立流程在下述流程基础上更为简化）。

- ①. 项目审批部门（通常是发改委部门）立项
 - ②. 规划部门规划审批/土地部门用地审批/环保部门环评审批等
 - ③. 工商部门企业名称预先核准
 - ④. 项目审批部门（通常是发改委部门）项目核准
 - ⑤. 商务部门设立审批（合同、章程审批）
 - ⑥. 工商登记
 - ⑦. 税务、外汇、海关等多部门的登记
- ※办理顺序可能因实际情况而有所变化。

2. 自贸区内新设外商投资企业的通常流程

下述流程，律师以外商投资项目在《[中国（上海）自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）](#)》（以下简称“《负面清单》”）领域外，且在《政府核准的投资项目目录》范围外的外商投资企业设立为例。

- ①. 工商部门企业名称预先核准
- ②. 网上一表填报申请信息
- ③. 向一口受理窗口（即，工商部门）提交材料
相关部门内部审核备案，完成项目备案/企业设立备案/质监登记/税务登记等手续
- ④. 至一口受理窗口领取项目备案意见以及营业执照、组织机构代码证、税务登记证等
- ⑤. 凭项目备案意见办理规划、用地、环评、建设等手续

但是，如果外商投资项目在《负面清单》的领域内或在《政府核准的投资项目目录》的范围内，那么，其设立流程就会比较复杂。通常来说：

- 外商投资项目在《负面清单》领域内，需要办理项目核准以及设立审批。（审批部门通常是自贸区管委会，其涵盖了发改委和商务部门的相关职能，根据项目内容和规模可能有所差异；

● 自由贸易区内外での外商投資企業新設手順および政府手続きの主な違い

昨今、筆者は、少なからぬ企業から中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易区」という）内での企業新設、享受できる優遇政策、また、自由貿易区外での企業設立と比較して主にどのような違いがあるかについて問い合わせを受けている。自由貿易区内外での外商投資企業新設の手順と政府手続きに関する違いについて、筆者は以下の通り簡潔にまとめた。

1. 自由貿易区外での外商投資企業新設の通常の手順

以下の手順では、外商投資プロジェクト審査許可を必要とする外商投資企業（例えば、生産型企業）の設立を例としている（貿易企業など非生産型企業の設立において、プロジェクト審査許可を必要としない場合、設立手順は下記手順をより簡略化したものとなる）。

- ①. プロジェクト審査許可部門（通常は発展改革委員会部門）でのプロジェクト立上げ申請
 - ②. 計画部門での計画の審査許可/土地部門での用地の審査許可/環境保護部門での環境影響評価審査許可など
 - ③. 工商部門での企業名称仮認可
 - ④. プロジェクト審査許可部門（通常は発展改革委員会部門）でのプロジェクト認可
 - ⑤. 商務部門での設立審査許可（契約、定款の審査許可）
 - ⑥. 工商登記
 - ⑦. 税務、外貨、税関など複数の部門での登記
- ※手続き手順は実際の状況に応じて変わる場合もある。

2. 自由貿易区内での外商投資企業新設の通常の手順

以下の手順においては、外商投資プロジェクトが「[中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）](#)」（以下「ネガティブリスト」という）の分野以外で、且つ「政府認可の投資プロジェクト目録」の対象外である外商投資企業の設立を例としている。

- ①. 工商部門の企業名称仮認可
- ②. オンライン申請表への申請情報の記入申告
- ③. ワンストップ受理窓口（即ち、工商部門）への資料提出
関係部門で内部審査を行い、プロジェクトの届出/企業設立の届出/品質監督登記/税務登記などの手続きを完了する。
- ④. ワンストップ受理窓口にてプロジェクト届出意見および営業許可証、組織機構コード証、税務登記証などを受領
- ⑤. プロジェクト届出意見に基づいた計画、用地、環境影響評価、建設などの手続き

ただし、外商投資プロジェクトが「ネガティブリスト」の分野に該当し、または「政府認可の投資プロジェクト目録」の対象である場合は、その申請手順が複雑になり、通常は以下の通りである。

- 外商投資プロジェクトが「ネガティブリスト」分野に該当するである場合、プロジェクト認可および設立審査許可の手続きが必要となる。（審査許可部門は通常では自由貿易試験区管理委員会であり、それ

下同。)

- 外商投资项目在《负面清单》领域外，但在《政府核准的投资项目目录》范围内，则需要办理项目核准手续，但设立审批代之以设立备案。

需要提示的是，属于上述两种的情况下，目前仍有以下问题在实务操作中尚未完全明确，后续需要进一步关注：

- 是否可以先设立企业（获得营业执照）、再办理项目核准？——自贸区相关法规未予以明确，律师理解，先设立企业（获得营业执照）是可行的。但是，可能需要承担项目后续未获得核准的风险。
- 规划、用地、环评、建设等审批手续具体在哪个阶段办理？——取决于先设立企业（获得营业执照），还是先办理项目核准。

3. 自贸区内外新设外商投资企业流程的主要差异

程序	区外	区内
立项	根据法律法规在企业设立前需要先行项目核准的，都应在项目审批部门（通常是发改委部门）立项备案。	不需要立项程序。
项目核准	根据法律法规在企业设立前需要先行项目核准的，需在完成规划、用地、环保等审批手续后，由项目审批部门（通常是发改委部门）进行项目核准。	<ul style="list-style-type: none"> 项目在《负面清单》的领域内，仍需项目核准。 项目在《负面清单》的领域外，但在《政府核准的投资项目目录》范围内，仍需项目核准。 项目在《负面清单》的领域外，且在《政府核准的投资项目目录》范围外，不需要

は発展改革員会と商務部門の関連職能を網羅しているが、プロジェクトの内容と規模により異なる場合がある。以下同じ。)

- 外商投資プロジェクトは「ネガティブリスト」分野に該当しないが、「政府認可の投資プロジェクト目録」の対象である場合、プロジェクト認可手続きが必要となるが、設立審査許可の手続きは設立の届出に替わる。

留意点として、上記二つの状況に該当する場合につき、実務において現時点では依然として以下の問題が完全には明確にされておらず、引き続き注目する必要がある。

- 先行して企業を設立（営業許可証取得）した後にプロジェクト認可手続きを行ってもよいか。——自由貿易区関連法規では明確にされていないが、筆者は、先行して企業を設立（営業許可証取得）することができると思う。ただし、プロジェクトが未だ認可を受けていないことのリスクを負うことになる。
- 計画、用地、環境影響評価、建設などの審査許可手続きは具体的にはどの段階で行うのか。——先行して企業を設立（営業許可証取得）するのか、それともプロジェクト認可手続きを行うのかによって決まる。

3. 自由貿易区内外での外商投資企業新設手順の主な違い

手順	区外	区内
立案	法律法規に基づき、企業の設立前に先行してプロジェクトの認可が必要な場合、プロジェクト審査許可部門（通常は発展改革委員会部門）でプロジェクト立上げの届出を行わなければならない。	プロジェクト立上げの手順は不要である。
プロジェクト認可	法律法規に基づき、企業の設立前に先行してプロジェクトの認可が必要な場合、計画、用地、環境影響評価などの審査許可手続きを完了した後に、プロジェクト審査許可部門（通常は発展改革委員会部門）がプロジェクトの審査認可を行う。	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトが「ネガティブリスト」分野に該当する場合、依然としてプロジェクト認可が必要である。 プロジェクトは「ネガティブリスト」分野に該当しないが、「政府認可の投資プロジェクト目録」の対象である場合、依然としてプロジェクト認可が必要である。 プロジェクトが「ネガティブリスト」分野に該当せず、且つ「政府認可の投資プロジェクト目録」の対象外

		项目核准，代之以项目备案。
合同章程审批	需要进行合同章程审批。	<ul style="list-style-type: none"> 项目在《负面清单》的领域内，仍需要合同章程审批。 项目在《负面清单》的领域外，不需要合同章程审批，代之以备案。

4. 自贸区内外新设外商投资企业相关政府手续的主要差异

除了新设流程方面的差异外，在政府手续等方面，自贸区内外也有差异，主要包括：

项目	区外	区内
登记受理部门和时限	<ul style="list-style-type: none"> 由各政府主管部门分别接收申请资料，分别发放文书或证照。 各政府手续所需时限较长。 	<ul style="list-style-type: none"> 由一口受理窗口（即，工商部门）统一接收工商部门、管委会、质监部门和税务部门的申请材料，后续由一口受理窗口统一发放各类文书或证照。 一口受理所需时限大幅缩短。
从事经营活动	<p>“先证后照”</p> <ul style="list-style-type: none"> 经营范围包括一般经营项目和其他许可经营项目的，需待许可经营项目获得许可证或批文后，方能取得营业执照，再开始从事一般经营项目和其他许可经营项目。 	<p>“先照后证”</p> <ul style="list-style-type: none"> 经营范围包括一般经营项目和其他许可经营项目的，可以先取得营业执照。 一般经营项目，在取得营业执照后，即可从事。

		である場合、プロジェクト認可は不要であり、設立届出に替わる。
契約定款審査許可	契約定款の審査許可を行わなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトが「ネガティブリスト」分野に該当する場合、依然として契約定款審査許可が必要である。 プロジェクトが「ネガティブリスト」分野に該当しない場合、契約定款審査許可は不要であり、届出に替わる。

4. 自由貿易区内外での外商投資企業新設に関する政府手続きの主な違い

新設手順における違いの他、政府手続きなどにおいても、自由貿易区内外では違いがあり、主に以下のものが含まれる。

プロジェクト	区外	区内
登記受理門および時間	<ul style="list-style-type: none"> 各政府主管部门は個別に申請資料を受理し、個別に文書または証書を発行する。 各政府手続きの所要時間は長い。 	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ受理窓口（即ち、工商部門、管理委員会、品質監督部門および税務部門の申請資料を一括で受理し、その後ワンストップ受理窓口から各種文書または証書をまとめて発行する。 ワンストップ受理により所要時間が大幅に短縮される。
経営活動への従事	<p>「許可取得後の営業許可証取得」</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営範囲に一般経営範囲およびその他の許可が必要な経営項目が含まれる場合、許可が必要な経営項目の許可証または許可文書を取得してはじめて営業許可証を取得 	<p>「営業許可証取得後の許可取得」</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営範囲に一般経営範囲およびその他の許可经营项目が含まれる場合、先行して営業許可証を取得することができる。 一般経営項目については、営業許可証を取得した後、直ちに従事す

		<ul style="list-style-type: none"> ▪ 其他许可经营项目，待获得许可证或批文后，方能从事。 		<p>することができ、その上で一般経営事業およびその他の許可経営事業を開始する。</p>	<p>ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ その他の許可が必要な経営項目については、許可証または許可文書を取得した後に、従事することができる。
注册資本	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 法律、行政法规、国务院决定对特定行业注册资本最低限额有规定的，按相关规定执行。 ▪ 除有特定规定外，一般注册资本登记条件如下： <ul style="list-style-type: none"> ①. 有限责任公司最低注册资本 3 万元； ②. 一人有限责任公司最低注册资本 10 万元； ③. 股份有限公司最低注册资本 500 万元的规定； ④. 公司设立时全体股东（发起人）的首次出资额不得低于注册资本的 20%，也不得低于法定注册资本最低限额； ⑤. 公司全体股东（发起人）的货币出资额占注册资本的 30%； 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 法律、行政法规、国务院决定对特定行业注册资本最低限额有规定的，按相关规定执行。 ▪ 取消左侧区外一般注册资本登记条件的限制。注册资本实施认缴登记制（公司股东或发起人应当对其认缴出资额、出资方式、出资期限等自主约定，并记载于公司章程）。 	登録資本	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 法律、行政法规、国务院的决定对特定業界の登録資本に関する最低限度額が定められている場合、関連規定に基づき実施する。 ▪ 特定規定がある場合を除き、通常の登録資本登記条件は以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ①. 有限責任会社の最低登録資本は 3 万元。 ②. 一人有限責任会社の最低登録資本は 10 万元。 ③. 株式会社の最低登録資本は 500 万元。 ④. 会社設立時の全株主（発起人）の初回出資額は登録資本の 20% を下回ってはならず、法定の登録資本最低限度額を下回ってはならない。 ⑤. 会社全株主（発起人）の現金出資額は登録資本の 30% を占める。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 法律、行政法规、国务院の決定で特定業界の登録資本に関する最低限度額が定められている場合、関連規定に基づき実施する。 ▪ 左記の区外における通常の登録資本登記条件に関する規制を取り消す。登録資本は引受登記制を実施する（会社株主または発起人は自己の出資引受額、出资方式、出資期限などについて自主的に取り決めた上で会社定款に記載しなければならない）。

	⑥. 公司股东 (发起人) 缴足出资的 期限为两 年, 投资公 司可以在五 年内缴足。	
企业年检	<p>企业年度检验</p> <ul style="list-style-type: none"> 在每年规定期限内, 由政府主管部门联合对企业相关登记事项进行定期检查。 逾期或弄虚作假的, 可能被吊销营业执照。 	<p>企业年度报告公示</p> <ul style="list-style-type: none"> 在每年规定期限内, 通过信息公示系统报送年度报告并向社会公示。 企业对年度报告的真实性、合法性负责。逾期公示年度报告的, 被列入经营异常名录。

综上, 自贸区相关政策参考了不少国际通行做法, 因此, 与在自贸区外新设外商投资企业相比, 在自贸区内新设外商投资企业可以享受一系列优惠、便利措施。当然, 由于自贸区刚刚设立, 相关配套制度或措施还在陆续出台中, 因此, 后续还需要进一步关注。

(里兆律师事务所 2013 年 12 月 20 日编写)

	⑥. 会社株主 (発起人)の 全額出資 期限は2年 であり、投資 会社であれ ば5年以内 でよい。	
企業 年度 検査	<p>企業年度検査</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年所定の期限内に、政府 主管部門は共同で企業の関 連登記事項に対し定期検査 を行う。 期限を過ぎ、ま たは虚偽があつた場合、営 業許可証を取り上げられるお それがある。 	<p>企業年度報告公示</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年所定の期限内に、情報公開 システムを通じて 年度報告を送付した上で、社会 に対し公表する。 企業は年度報告 の真实性、適法 性について責任を 負う。期限内に年 度報告を公表し なかった場合、経 営異常名簿に記 載される。

以上の通り、自由貿易区関連政策は多くの国際的に通用している方法を参考にしており、自由貿易区外に比べ、自由貿易内での外商投資企業の新設は一連の優遇、便宜的措置を享受することができる。なお、自由貿易区は設立されたばかりであるため、関連付帯制度または措置が続々と公布されており、今後も更に注目していく必要がある。

(里兆法律事務所が 2013 年 12 月 20 日付で作成)